大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和3年6月28日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所株式会社 マルシン代表取締役 東元 眞一兵庫県姫路市宮上町二丁目52番地

## 2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジャンボスクエア山科 京都市山科区音羽野田町1番地

## (2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
ア 大規模小売店	株式会社マルシン	株式会社マルシン
舗を設置する者	代表者 水島 進	代表者 東本 眞一
の氏名又は名称	兵庫県姫路市宮上町二丁目52	兵庫県姫路市宮上町二丁目52
及び住所並びに	番地	番地
法人にあっては		
代表者の氏名		
イ 大規模小売店	合同会社西友	合同会社西友
舗において小売	代表社員	代表社員
業を行う者の氏	ウォルマート・ジャパン・	株式会社西友ホールディングス
名又は名称及び	ホールディングス株式会社	職務執行者
住所並びに法人	職務執行者	大久保 恒夫

にあっては代表	リオネル・アルベール・ジェイ・	東京都北区赤羽二丁目1番1号
者の氏名	デスクリー・ドゥ・マレドスー	ほか3件
	東京都北区赤羽二丁目1番1号	
	ほか3件	

## (3) 変更年月日

- (2)ア 令和2年1月15日
- (2) イ 令和3年3月1日 ほか
- 3 届出年月日 令和3年6月8日
- 4 縦覧場所,期間及び時間
- (1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2)期間

令和3年6月28日(月)から同年10月28日(木)まで(京都市の休日を 定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

- 5 意見書の提出先及び提出期限
- (1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室

(2) 提出期限

令和3年10月28日(木)

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)